

**医療法人 穂仁会**  
**介護老人保健施設アザリア**  
**《予防短期入所療養介護利用料金表》**

～ 一日あたりの料金 ～

**【基本型料金】**

**【基本型+加算型】**

＜多床室(2・4人部屋)の場合＞

＜個室(1人部屋)の場合＞

＜多床室(2・4人部屋)の場合＞

＜個室(1人部屋)の場合＞

要介護度	介護保険料金	個人負担分
要支援1	6,295円	629円
要支援2	7,948円	794円

要介護度	介護保険料金	個人負担分
要支援1	5,946円	594円
要支援2	7,456円	745円

要介護度	介護保険料金	個人負担分
要支援1	6,818円	681円
要支援2	8,471円	847円

要介護度	介護保険料金	個人負担分
要支援1	6,469円	646円
要支援2	7,979円	797円

**【強化型料金】**

**【強化型+加算型】**

＜多床室(2・4人部屋)の場合＞

＜個室(1人部屋)の場合＞

＜多床室(2・4人部屋)の場合＞

＜個室(1人部屋)の場合＞

要介護度	介護保険料金	個人負担分
要支援1	6,901円	690円
要支援2	8,565円	856円

要介護度	介護保険料金	個人負担分
要支援1	6,490円	649円
要支援2	7,990円	799円

要介護度	介護保険料金	個人負担分
要支援1	7,424円	742円
要支援2	9,088円	908円

要介護度	介護保険料金	個人負担分
要支援1	7,013円	701円
要支援2	8,513円	851円

＜居室料に関して＞

- ★多床室に関するの居住費は、一日437円頂戴します。(負担限度4段階の場合)
- ★個室に関するの居住費は、一日1,728円頂戴します。(負担限度4段階の場合)
- ★個室を希望された際、特別室料として一日1,100円頂戴します(税込)。

＜必ず自費にてお支払いいただくもの＞(介護保険は適用されません)

御食事代：1,580円(朝食：330円 昼食：650円 夕食：600円)

★食事はお召上がりいただいた分のみ料金をいただいております。

日用品：200円(一日あたりの料金)

★シャンプー・リンス・ボディソープ・T字型カミソリなど

教養娯楽費：100円(一日あたりの料金)

★折り紙・のり・画用紙・色鉛筆・絵の具など

＜希望者のみ自費にてお支払いいただくもの＞(介護保険は適用されません)

テレビ使用料(2階をご利用され、テレビの設置を希望) 一日あたり200円

★最終日は料金不要。(例)2泊3日の場合、初日と二日目のみ料金をいただきます。

理美容料金(希望される際は事前予約が必要です)

カット：2,300円 顔そり(他のメニューと併用時のみ対応)… 700円

パーマ：4,300円 毛染め：4,300円 (理美容訪問日：第1金曜日 / 第2・4土曜)

\*当施設の訪問理美容にて初めて毛染めを利用する方は、パッチテストが必要となります。

毛染めは後日、訪問理美容を利用した際になります。ご理解のほど、お願い致します。

＜介護保険負担限度額について＞

食事代と居室代は原則自己負担となりますが、負担が過重にならないよう、生活保護受給者や所得の低い方に対しての軽減措置があります。

## 《加算料金について》

加算項目	介護保険料金	個人負担分
送迎加算	1,889円	188円
ご自宅までの送迎に関する料金です。上記の金額は片道分となります。		
個別リハビリ加算	2,464円	246円
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による個別機能訓練を受けた場合の1回あたりの料金。		
夜勤職員配置加算	246円	24円
夜間の人員基準より多い職員を配置し、より安心して生活できる環境を作り上げた施設を評価し算定される。		
若年性認知症利用者受入加算	1,232円	123円
若年性認知症のご利用者を受け入れ、個別に担当スタッフを定めた上で、担当スタッフを中心にご利用者の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に算定される。		
療養食加算	82円	8円
ご利用者の病態に合わせ治療食を提供した場合に算定される。一回につき8単位。 * 一日3回まで算定可能。		

加算項目	介護保険料金	個人負担分
緊急時施設療養費	5,319円	531円
病状が重篤となり救命救急治療が必要となった場合や、緊急的な治療管理を行った場合に算定される。 * 投薬・検査・注射・処置など。		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	225円	22円
全体の介護職員のうち、介護福祉士の資格を取得している割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に算定される。一日につき22単位。		
総合医学管理加算	2,824円	282円
医療ニーズのあるご利用者に対し、医師が診療計画に基づき必要な診療、検査等を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供を行った際に 10日を限度として、1日275単位算定される。		
口腔連携強化加算	513円	51円
口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定される。		
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1,027円(Ⅰ) 102円(Ⅱ)	102円(Ⅰ) 10円(Ⅱ)
介護ロボットやICT等を導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策や安全対策を講じた上で、見守り機器等を複数導入し、業務改善を継続的に行っている場合、1月に1回算定される。		

★個人負担分の金額は、1割負担の方を基準として掲載しております。2割負担の方は倍、3割負担の方は3倍の料金となりますので、ご注意ください。

★別途、介護職員等処遇改善加算Ⅰが月に1度算定されます。